

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の改正について
(令和6年4月1日改正関係)



福井県警察本部
交通企画課

問 1 改正の趣旨について

(答) 旧法上、公安委員会より認定証の交付を受けた者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされていました。

他方で、インターネット等の普及により、インターネットの活用は日常的なものになっているにもかかわらず、旧法では、営業所における認定証の掲示のみを義務付けていることから、利用者は利用しようとしている事業者が自動車運転代行業者か否かをインターネットでは判断することができない状況であり、利用者保護の観点より適当ではないと認められました。

そこで、利用者が営業所に赴かずとも、インターネット上で自動車運転代行業者か否かを判断することができるよう措置するため、本改正が行われたものです。

問 2 改正の概要は

(答) 旧法において規定されていた認定証は、それ自体をインターネット上に掲載することが困難であることから、廃止され、それに代わるものとして、必要事項を記載した、認定を受けたことを示す国家公安委員規則で定める様式の標識（以下「標識」という。）を設けることになりました。

また、標識については、主たる営業所の見やすい場所に掲示することともに、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。

そのほか、利用者から収受する料金についても主たる営業所の見やすい場所に掲示することともに、事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされ、約款についても事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。

問 3 事業の規模が著しく小さいなどの一定の場合とは

(答) 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律施行規則において、

- ・法第2条第7項に規定する随伴用自動車の台数が1台以下である場合
- ・当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

のいずれかに該当する場合と定められています。

問4 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信とは

(答) 基本的にはインターネットと解釈していただいて問題ありません。ですが、法第6条第1項において「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」と規定しているのは、これを単に「インターネット」と規定した場合、インターネットを活用してさえいれば、特定の者にしか閲覧することができないような方法であったとしても義務を履行したこととなってしまいます。

問5 随伴用自動車の台数が増減した場合のウェブサイトへの掲載義務は

(答) 随伴用自動車の台数は変動することが想定されます。法解釈上は随伴用自動車の台数が1台以下となった場合には、標識の掲載義務が免除され、増車の手続により随伴用自動車の台数が2台以上となった時点で、標識の掲載義務が生じることとなります。

ですが、法改正の趣旨が利用者保護の観点であることをご理解いただき、随伴用自動車の台数が1台であってもウェブサイトを持している事業者はウェブサイトへの標識の掲載をお願いします。

問6 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトとは

(答) 自動車運転代行業者自身が管理するウェブサイトであり、他者が管理するウェブサイトは含まれません。

また、SNS等への標識の掲載自体を妨げるものではありませんが、SNS等へ標識を掲載したとしてもウェブサイトへの掲載義務を果たしたことはありません。

問7 標識の作成方法は

(答) 県警察ホームページにおいて、標識の様式や記載例を掲載します。

事業者自らが県警察ホームページにアクセスしていただき、標識の様式をダウンロードし、作成してもらうこととなります。

また、標識の作成は電子データでの作成を原則とします。

電子データでの作成が困難な事業者は個別に警察署にお問い合わせください。

問8 標識に記載する内容は

(答) 標識に記載する内容は、

- ・認定をした公安委員会
- ・認定番号
- ・認定年月日
- ・氏名又は名称
- ・所在地

と定められています。

認定番号については、既存の事業所については従来の認定証番号が認定番号となります。

また、所在地については旧法の認定証では被認定者の住所が記載されていましたが、標識に記載するのは主たる営業所の所在地であり、認定証上に記載してある内容と異なる場合があることに留意してください。

詳しくは、別添の記載例をご確認ください。

問 9 標識記載内容に変更事由が発生した場合の対応は

(答) 旧法の認定証の記載事項の変更事由が発生した場合は、手数料を徴するとともに、公安委員会において認定証の記載事項を変更しておりましたが、改正後は、事業者自身で標識の記載事項を変更していただき、常に最新の状態となるように努めてください。

また、変更事由を届出する義務については従前と変わりありませんので、警察署への届出は必要であることにご留意ください（手数料はかかりません）。

問 10 ウェブサイトへの標識の掲載方法は

(答) ウェブサイトへの標識の掲載に当たっては、標識の電子データのリンク先(「xxx.pdf」や「yyy.xlsx」等)を示すのではなく、画像化するなどして、標識そのものを閲覧することができる状態で掲載させる必要があります。

また、法改正の趣旨を踏まえ、標識は利用者が閲覧しやすいよう、ウェブサイトのトップページに掲載することを原則とします。

問 11 改正に伴い認定証が廃止されるが、認定証の取扱いは

(答) 令和6年4月1日の改正以降認定証は必要なくなります。認定証は事業者自身において適切に廃棄してください（公安委員会への返納は不要です）。

問 1 2 改正に伴い各種様式が改正されるが、書類の取扱いは（経過措置）

（答） 本改正に伴い、認定申請書をはじめとして各種様式が改正されることとなります。

新様式については県警ホームページからダウンロードしてお使い下さい。

本改正前にすでに使用されている書類は当分の間、改正後の様式によるものとみなして取扱いをして下さい。

また、旧様式については当分の間、これを取り繕って使用することも可能です。